

インドにおける現地情報

2022年 8月 30日

株式会社フェアコンサルティング

遠藤 衛

1. 雇用契約書作成上の留意点(就業場所及び転勤)

本稿では労働法改革を前提に、雇用契約書における就業場所及び転勤に関する条項について解説します。雇用契約書に記載されるべき給与に関する条項例として、例えば、以下のものが考えられます。

Place of Work and Transfer

Your place of posting/work will, at present, be [Gurgaon, Haryana]. During the employment with the Company, you shall be liable to be transferred to another branch, shift, post, anywhere in India or abroad and/or from one department to another or from one establishment to another and/or to any other business, whether existing or newly created, in which the Company may be having any interest, at the sole discretion of the Company.

雇用契約書を作成するにあたっては、就業場所に関して規定することが一般的です。日本でも同様のことが言えますが、どの場所で就業するかという点は労働者にとっても重要です。特に、インド人はプライベートや家族親族との繋がりを大事にしますので、これに影響を与える就業場所については雇用契約書に明記することが重要です。

また、インドでは、雇用条件の一つとして転勤に関する規定を挿入することが重要です。2003年 *Ranjit Chaudhury vs. India Tourism Development Corporation Ltd* 判決によれば、労働者の同意なくして実施された転勤は、雇用条件として転勤について記載がない場合無効とされると判示されています。そのため、インドでは転勤の規定がない場合は、労働者の同意を得ない限り、労働者を転勤させることはできないものとされています。

会社設立当初は、インドにおける拠点も一つであることが通常であり、なかなか転勤に関する事項にまで頭が回りません。しかし、将来の会社事業の拡大によって、事業所を移転させ又は複数の事業拠点を立ち上げ、これに伴って労働者を転勤させる必要性が発生する可能性は多分にあります。このような事態に備え、設立したばかりの会社であっても、雇用契約書において転勤に関する条項を規定することが必要と言えます。

なお、インドに複数の拠点を持つ会社によっては、インド人が親族と離れることを嫌う点に着目して、辞めさせたい労働者に転勤を命じることで辞職を促すことがあります。その実効性等はさておき、転勤によって辞職を促すという手段を取る場合にも、転勤に関する条項が必要となります。

【コラム】

インド入国時にあたり、飛行機搭乗前にデリー空港ホームページの Air Suvidha で申告書を提出する必要があります。以前は有効なワクチン接種証明書、または RT-PCR 検査の陰性証明書のアップロードを求められていましたが、今後はいずれの証明書に関してもアップロードを求めないこととなりました。実状としては、日本出国時の空港カウンターでは、上記 Air Suvidha での申告内容の提示を求められますが、到着後に提示を求められる事はありません。また、上記とは別途、インド入国時のランダム PCR 検査が実施されています。最新のガイドラインでは、対象が便ごとに 2 %となっており、その検査費用は、デリー空港の場合、500 ルピー、受検者負担となっています。

私が受検者になった時は、クレジットカードでの支払いも可能でしたが、日本のクレジットカードが使えない可能性もあり、受検者負担という点に留意が必要です。時間は 10 分程度で完了し、その場で陽性/陰性の結果を待つ形ではなく、追って送られてきます。日本でも 9 月 7 日より、陰性証明書の取得が不要となりましたが、ランダム PCR 検査は注意が必要です。日本でコロナ陽性となり、回復後も 2~3 週間は、感染力はなくとも陽性反応が出続ける方が多いと聞いておりますので、直近でコロナに疾患した方は、入出国時に陰性証明書の取得が求められていないとはいえ、ランダム PCR 検査で陽性と判断され、当局の指示に従う事になるリスクが少なからずあります。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road,
Gurgaon, Haryana 122-002 INDIA

Tel : +61 3 9225 5013

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

遠藤 衛（日本国弁護士） m.endo@faircongrp.com